

○熊本市社会福祉審議会条例〔健康福祉政策課〕

平成12年3月30日

条例第33号

改正 平成12年9月13日条例第44号

平成17年3月24日条例第27号

平成23年12月19日条例第54号

平成26年3月25日条例第14号

平成28年3月24日条例第6号

平成29年3月24日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第7条第1項の規定に基づき設置する熊本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平12条例44・平26条例14・一部改正)

(調査審議事項の特例)

第2条 法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

2 前項の調査審議をするために法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定に基づき本市に設置される児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、同項各号に掲げる事務についても処理するものとする。

(平12条例44・平29条例21・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

(平26条例14・追加)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、

解任されるものとする。

(平26条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(委員長の職務を行う委員)

第5条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平26条例14・旧第4条繰下)

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上の者が、審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に係る会議の場合には、前2項の規定の適用に当たっては、委員とみなす。

(平26条例14・旧第5条繰下)

(専門分科会)

第7条 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者福祉に関する事項を調査審議するための高齢者福祉専門分科会を置く。

- 2 各専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員として委員長が指名する数は、10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。
- 4 各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員)の互選により定める。
- 5 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 6 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員)がその職務を代理する。

(平12条例44・平17条例27・一部改正、平26条例14・旧第6条)

繰下・一部改正)

(非常勤)

第8条 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(平26条例14・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平23条例54・一部改正、平26条例14・旧第8条繰下、平28条例6・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(平26条例14・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(熊本市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 熊本市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成7年条例第72号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月13日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第27号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第54号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第14号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に臨時委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月24日条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(熊本市子ども・子育て会議条例の廃止)

- 2 熊本市子ども・子育て会議条例 (平成25年条例第15号) は、廃止する。